平成２８年（フ）第９８１号
神戸市長田区一里山町８番17号
債務者　長尾まどか
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８３号
兵庫県三田市桑原370番地３
債務者　辻前　弘樹
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９６号
神戸市中央区浜辺通６丁目２番21―309号
債務者　山本　愛美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２号
長崎県長崎市滑石１丁目１番９―801号
債務者　幸野　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
新潟県小千谷市大字桜町3808番地
債務者　風間　智之
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
岐阜県可児市今渡1619番地539　ホワイトリリー201号、住民票上の住所岐阜県可児市松伏２丁目129番地２
債務者　大石　純子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第６８６号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎310番地の４
債務者　松井　龍二
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６９４号
北九州市戸畑区天神１丁目６番26―305号
債務者　大村　志伸
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７４１号
北九州市小倉北区黄金１丁目８番14―1005号
債務者　福田　浩典
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３０４号
奈良市田中町266番地
債務者　小島小百合
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１９６号
青森市本町２丁目８番１―208号
債務者　川畑　るい
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
青森市造道３丁目11番11号
債務者　須藤眞智子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
青森市造道３丁目11番11号
債務者　須藤　千洋
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬80番地40
債務者　松川　祥子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
青森県平川市碇ヶ関山神堂89番地34　アートハイツ101号、旧住所青森県平川市碇ヶ関湯向川添８番地２
債務者　下山　舞子（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６０４号
静岡市駿河区丸子新田279番地の９、旧住所横浜市中区松影町１丁目４番地５　グランフォース横浜関内501号室
債務者　藤原　義裕
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月20日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２２号
静岡市清水区山原290番地の64、旧住所静岡市駿河区みずほ３丁目10番地の19
債務者　川村　良子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月20日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部